労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 27 日

長野労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間823円」を「１時間837円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年11月27日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 27 日

大阪労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間860円」を「１時間885円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　小林　　健

第４号中「１時間906円」を「１時間918円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 27 日

兵庫労働局長　小林　　健

第４号中「１時間890円」を「１時間906円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月１日から効力を生ずる。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十八年十月二十七日

東北経済産業局長　田川　和幸

一　件名　相馬ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十八年十一月二十四日　午後一時十五分から

三　場所　南相馬市民情報交流センター中会議室（福島県南相馬市原町区旭町二丁目七番地の一）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了、保安の確保と安定供給の継続を図るためのガス料金総原価見直しによる料金改定）

２　申請者からの申請資料については、東北経済産業局のホームページ（http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/161006shinsei.html）に掲載する。なお、当該資料については、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに相馬ガス株式会社（福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「相馬ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十八年十一月十日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、電話がある場合は電話番号及び「相馬ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十八年十一月十日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込みを行った場合は、メールでの申込みを有効とする。）。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

相馬ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、農林水産省に、その旨の届出をされたい。